

草の根・人間の安全保障無償資金協力(委嘱員募集)

在エルサルバドル日本国大使館では下記のとおり

「草の根・人間の安全保障無償協力」の業務補助をしていただく外部委嘱員を募集しています。

(参考:草の根外部委嘱員がこれまでに携わった案件)



写真1 (上水道整備) :
日本の協力により、上水道
が設備され喜ぶ裨益者

写真2 (保健所) :
新しく建設された保健所

写真3 (生徒たち) :
新教室の完成を喜ぶ生徒
たち。竣工式では日本とエ
ルサルバドルの旗を振り、
日本への感謝と友情を示
した。

記

1 業務内容

外部委嘱員は、大使館との委嘱契約に基づき、エルサルバドルにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の案件形成、実施管理及び実施済案件のフォローアップに関わる業務に当たります。具体的な業務は以下のとおりです。

- (1) 申請案件の受付及び管理
- (2) 申請案件の内容を技術的に検討
- (3) 実施中案件の実施促進
- (4) 実施中案件及び実施済案件の管理
- (5) 申請・実施団体との連絡及び協議
- (6) 各種報告書及び関係資料の作成 (翻訳を含む)
- (7) 実施案件についての広報資料作成

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」のスキームについては外務省のホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/index.html) を、大使館のこれまでの活動については当館ホームページ (https://www.sv.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) 及び当館フェイスブック (<https://www.facebook.com/EmbJapan.ElSalvador/>) をご覧ください。

2 契約形態

一般型委嘱契約

3 契約期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日（予定）

双方の合意に基づき、年度毎に契約を更新し、最長通算3年間まで委嘱契約可能。

※契約開始日の後ろ倒しについては要相談。

4 応募条件等

- (1) 開発協力業務に関心のある方。
- (2) 日本国籍を有すること。
- (3) 語学（西語及び日本語）に堪能であること。
- (4) 大卒以上の学位を有すること。
- (5) 以下のスキルを有すること。

ア コミュニケーション・調整能力

イ ワード、エクセルその他基本的なパソコン操作（簡易な図表の作成等を含む。）などの事務処理能力

ウ 開発事業のプロジェクトマネジメント経験があればなお望ましい。

※募集人数：1名

5 待遇

- (1) 謝金：草の根・人間の安全保障無償資金協力外部委嘱制度の規定により支給
- (2) 旅券：一般旅券
- (3) 住居費：限度額内で支給。
- (4) 渡航に係る費用：日本から現地に赴く場合には往復航空賃（ディスカウント・エコノミー）・査証費等を支給
- (5) 勤務地：エルサルバドル国サンサルバドル市（在エルサルバドル日本国大使館）
- (6) 通勤にかかる交通費：自己負担。
- (7) その他：外部委嘱員契約は雇用契約ではなく、業務の委嘱契約であるため、通常の雇用契約に含まれる各種の待遇は適用されません。また、各種保険等にはご自身で加入していただく必要があります。

※待遇の詳細につきましては、以下8.記載の問い合わせ先まで個別にご連絡ください。

6 応募方法

(1) 履歴書（形式自由。顔写真添付。職歴、日本語、西語のレベル、海外在住経験及び志望理由を明記）を以下8.記載の宛先にEメールで送付してください。

(2) 応募期間：2021年1月12日(火)まで

※ご提出いただく個人情報は、選考の目的の範囲内で利用します。

7 選考方法

応募者に対してテレビ電話による面接試験(含むスペイン語での質疑応答)を行い、結果は2月下旬頃に通報する予定です。面接日時は追ってご連絡致します。

8. 問合せ先・履歴書提出先

在エルサルバドル日本国大使館 開発協力班

電話番号：(+503)2528-1111

E-mail：kusanonesaiyo@sv.mofa.go.jp